

御嵩町ブランド構築事業支援業務委託 仕様書

1 業務の名称

御嵩町ブランド構築事業支援業務委託

2 業務の背景

本町においては、人口減少や社会構造の変化が進む中、地域の持つ魅力や独自の価値を再認識し、町民のシビックプライド（町への誇りと愛着）を醸成するとともに、町内外への効果的な情報発信を通じた関係人口の創出が喫緊の課題となっている。この課題に対し、本町では令和7年度に町民参加型プロセスとして、町民アンケート「御嵩町グッド&モア」の実施や各種関係者ヒアリング等を通じて、本町の魅力・価値に関する基礎的な調査及び地域アイデンティティの抽出を行ってきた。

本業務は、これらの令和7年度の実施によって蓄積された調査結果、町民の意識及び抽出された価値ワード等の知的資産を基礎とし、これらを統合して御嵩町独自の「地域ブランド」として言語化・可視化するものである。

3 業務の目的

本業務は、前項の背景に基づき、御嵩町の魅力や価値を体系的に整理し、町内外に向けて一貫したメッセージとして発信できるブランドコンセプト及びブランドシンボルを構築することを目的とする。また、本業務は単なるデザイン制作を目的とするものではなく、策定プロセスへの町民参画を通じたブランドへの共感醸成を図るとともに、策定後も町民、事業者、行政が一体となって継続的にブランドを活用できる基盤を整備することを目的とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

5 業務内容

受託者は、以下の業務を実施すること。

(1) 地域価値の整理及び分析

ア 令和7年度に実施した町民アンケート資料の分析・体系化。

イ 御嵩町の歴史、文化、自然、産業等の地域資源の再整理。

ウ 地域アイデンティティの抽出とブランドの核となる価値ワードの選定。

※本業務は、発注者から提供される既存資料及び既存調査結果を基礎として実施するものとし、大規模な新規アンケート調査又は全町的な実態調査の実施は含まないものとする。

(2) ブランドコンセプトの設計及び構築

ア 前号の整理に基づき、御嵩町が目指すべき方向性を示すブランドビジョンの策定。

イ 町民や関係者が共有できるブランドストーリー及びブランドコンセプトの構築。

(3) ブランドアイデンティティ（シンボル等）の制作

ア 構築したブランドコンセプトを視覚的に表現するブランドロゴの制作。

イ 構築したブランドコンセプトを基にしたキャッチコピー及びステートメントの制作。

ウ ブランドの世界観を統一するためのカラーパレット、タイポグラフィ等のブランドビジュアルの策定。

※ブランドロゴ等の制作にあたっては、第三者の知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任と負担において事前に商標登録調査等を実施し、採用・使用可能性を確認すること。

(4) 町民参加型ブランド共創プロセスの実施

ア ブランド策定の過程において、町民が主体的に関与し共感を深めるためのワークショップ1回の企画、運営及びファシリテーション。

イ ワorkshopにおけるブランド案の提示、参加者からの意見収集及びブランド設計への反映検討。

※ワークショップ運営に係る講師謝礼、消耗品、配布資料作成等の経費は委託料に含むものとする。なお、会場として町の公共施設を使用する場合は、無償で使用できるものとする。追加開催が必要となる場合は、発注者と受託者が別途協議するものとする。

(5) ブランド運用基盤の整備

ア 制作したブランドを行政施策、観光PR、地域産品等へ展開するためのブランド活用方針の策定。

イ ブランドの適正な運用と品質担保を目的とした「御嵩町ブランドガイドライン（ロゴ使用ルール、禁止事項、推奨レイアウト等）」の作成。なお、成果品は簡易版（20ページ程度）を基本とする。

ウ 次年度（令和9年度）以降のブランド展開の方向性、優先順位及び想定施策例を示す「ブランド推進ロードマップ」の作成。

※本号にいう推進支援は、活用方針、ガイドライン及びロードマップの策定までを対象とし、個別施策の実施、広告運用、SNS運用代行、各種媒体制作等の実務は含まないものとする。

(6) 報告書の作成

上記(1)から(5)までの内容を取りまとめた報告書を作成すること。

6 業務スケジュール（予定）

受託者は、契約締結後14日以内に実施計画書を提出し、概ね以下のスケジュールに基づき業務を遂行すること。

実施時期	内容
第1期（6月～9月）	既存調査の分析、価値整理、ワークショップの企画設計及び実施、ブランドの方向性整理
第2期（9月～11月）	ブランドコンセプト構築、ブランドロゴ等の制作、ブランドガイドラインの素案作成
第3期（12月～1月）	ブランド活用方針の整理、ブランドガイドラインの調整、ブランド推進ロードマップの素案作成
第4期（2月～3月）	最終調整、報告書作成、成果品の納品等

7 成果品及び納品方法

受託者は、委託期間満了日までに以下の成果品を発注者に納品すること。

- (1) 業務完了報告書（A4版、実施経緯・ワークショップ記録等を含む） 1部（紙媒体）
- (2) ブランド定義書（コンセプト、ロゴ、ステートメント、キャッチコピー等を記載したもの） 1部（紙媒体）

- (3) ブランドガイドライン（ロゴマニュアル、簡易版20～30ページ程度） 1部（紙媒体及び電子データ）
- (4) ブランド推進ロードマップ（A4版、方向性・優先順位・想定施策例を整理したもの） 1部（紙媒体）
- (5) 上記成果品の電子データ一式
 - ・文書データ（PDF形式及び Microsoft Word/PowerPoint 等の編集可能形式）
 - ・ロゴ等デザインデータ（AI形式、EPS形式等のベクターデータ及び PNG、JPEG 等の画像データ）
 - ・納品にあたっては、CD-R等の電子媒体、又は発注者が指定するセキュアなオンラインストレージ等により提出すること。

8 業務執行体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に実施するため、十分な知識及び経験を有する者を業務責任者として配置するとともに、適切な人員体制を確保すること。
- (2) 受託者は、発注者との打合せを原則として月1回程度（オンラインを含む）実施し、各工程の節目において進捗状況の報告及び協議を行うこと。

9 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、専門的知識又は技術を要する場合に限り、あらかじめ発注者の書面による承認を得たうえで再委託することができる。
- (2) 前号により再委託を行う場合、受託者は再委託先に対して本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるものとし、再委託先の行為について発注者に対し一切の責任を負うものとする。

10 知的財産権

- (1) 本業務により作成された成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、前号の規定により発注者に権利が帰属した成果品に関し、発注者及び発注者が指定する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう十分に留意し、万一紛争が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決するものとする。

11 秘密保持義務

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密事項を第三者に漏らし、又は本業務の目的以外に使用してはならない。本契約の終了後又は解除後においても同様とする。
- (2) 受託者は、発注者から提供された資料等について厳重に管理し、本業務完了後、発注者の指示に従い速やかに返還又は破棄しなければならない。

12 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び御嵩町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）等の関係法令を遵守し、漏えい、滅失、き損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

13 契約不適合責任

納品された成果品に契約の内容に適合しない点（種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態）が発見された場合、発注者は受託者に対し、成果品の修補、代替物の引渡し等の履行の追完、又は代金の減額を請求することができるものとする。

14 検査及び引渡し

- (1) 受託者は、各期の末日（以下「履行確認基準日」という。）までに、当該期間における業務の履行部分（以下「既済部分」という。）の内容を取りまとめ、業務一部完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、前号の報告書を受理した日から10日以内に、設計図書及び仕様書に基づき、当該既済部分が契約内容に適合しているかを確認するための検査を行うものとする。この場合において、発注者は受託者に対し、当該検査に必要な資料の提供又は実地での説明を求めることができ、受託者はこれに応じなければならない。
- (3) 検査の結果、合格と判定された場合において、発注者が当該成果物の引渡しを求めたときは、当該通知をもって引渡し完了したものとみなす。成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合、当該著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、引渡し時において受託者から発注者に無償で譲渡されるものとする。
- (4) 検査の結果、成果物が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないと認められるときは、受託者は、自己の費用負担において、発注者の指定する期間内に履行の追完を行い、再度検査を受けなければならない。この場合において、再検査に要する費用は受託者の負担とする。

15 業務委託料の支払

- (1) 本業務の委託料の支払は、業務完了後の一括払を原則とする。ただし、受託者は、前項の検査に合格した既済部分に相応する業務委託料相当額について、部分払を請求することができる。
- (2) 受託者は、契約締結後、本業務を円滑に遂行するために必要があるときは、御嵩町契約規則（昭和39年規則第7号）第42条の規定に基づき、業務委託料の10分の3以内において前金払を請求することができる。
- (3) 前号の規定により前金払を受けた後、第14項の検査に合格した既済部分に相応する業務委託料相当額について、部分払を請求することができる。
- (4) 前号の部分払の額は、既済部分に相応する業務委託料相当額の10分の9から、既に支払った前金払の金額を控除した額以内とする。この場合における業務委託料相当額は、発注者と受託者が協議して定めるものとする。
- (5) 受託者は、部分払を請求しようとするときは、前項の検査合格後、適法な手続により作成された請求書を発注者に提出しなければならない。
- (6) 発注者は、前号の請求書を受理した日から30日以内に業務委託料（部分払金）を支払わなければならない。

16 その他

本仕様書に明記されていない事項、又は本仕様書の解釈に関して疑義が生じた場合は、発注者と受託者が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

17 担当部署

御嵩町企画部まちづくり課地域プロモーション推進係
〒505-0116 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1389番地1
TEL 0574-67-2111 (内線 3101) メール machi@town.mitake.lg.jp